

## 認定こども園・保育所などにおける

# 使用済みおむつの園内処分を推進します

(おむつの持ち帰りをしなくてよくなります)

市では、使用済みおむつの持ち帰りにかかる保護者の負担を軽減するため、市内の教育・保育施設に対し、おむつの処分に要する費用を助成します。施設が本制度を活用することにより、保護者の使用済みおむつの持ち帰りと、おむつの処分に要する保護者の実費負担を軽減し、保育サービスの充実を図ります。

### 1 対象施設

市内の全ての教育・保育施設（認可外施設を含む。）

### 2 開始時期

令和5年8月1日以降

※民間の教育・保育施設では、既に自園で使用済みおむつ処分を実施している園もあります。

※新たに自園での使用済みおむつ処分を行う場合の開始時期は、各園で異なりますので、ご利用されている園に直接ご確認ください。

### 3 補助内容

おむつ処分費相当額として、0～2歳児クラス児童1人×毎月500円分を施設に助成

### 4 留意事項

- ① 保護者の実費負担が生じないように、本事業の主旨につきまして各施設とは共有しておりますが、3歳以上児クラスが主である幼稚園等につきましては、やむを得ず各園の判断により費用のご負担をお願いする場合があります。
- ② お子様の健康状態の確認等のため、各園の判断により個別に持ち帰りをお願いする場合があります。また、使用済みおむつの持ち帰りを希望される保護者の方は、個別にご利用されている園にご相談ください。

◆問合せ先◆ 千歳市こども福祉部こども政策課 電話 0123-24-0341(直通)